

仁淀川町教育大綱

(第2次)

『夢希望生きがい』 ～仁淀川町のひとづくり～



令和2年3月
仁淀川町
仁淀川町教育委員会

第1章 はじめに

「仁淀ブルー」と称されるように他に例を見ないほどの清らかな自然環境の中で、知・徳・体のバランスのとれた逞しい人づくりを目指すことが重要です。

仁淀川町では、まちづくりの原点は人づくりであることから、教育の重要性に鑑み、学校教育、生涯学習の推進に力を注いできました。また、子育て環境の整った町として保育料の無償化、小学校、中学校の就学支援、高校生の通学支援、高校生までの医療費の助成等、子育てのしやすい町づくりを目指して取り組んできました。

平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」等、教育の目的を実現するために学問の自由を尊重しつつ、目標を達成すべき新たな教育の基本理念が示されました。

また、民主的で文化的な自国の発展や、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献するようお願い、これらを実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進するよう望んでいます。

仁淀川町では、この教育基本法の理念や、国の教育振興基本計画（第3期）等を踏まえ、未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、第2次教育大綱を策定します。

1 大綱の期間

期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

ただし、町振興計画等の策定に合わせて随時見直しを行う。

2 基本理念

『夢希望生きがい』

～仁淀川町のひとづくり～

仁淀川町は、学校・家庭・地域のつながりを大切にして、子どもから大人まですべての町民が生涯にわたって学びあい、育ちあい、豊かな心を育み、様々な場面で活躍できる人づくりと、学びの町となるよう次のことを目指す。

第2章 基本目標と施策

1 子どもが健やかに育つまち

少子化や核家族化の進行、女性就業者の増加により、子育ては家族の問題から地域社会の問題へと変化している。安心して子どもが育てられる環境整備として、利用者のニーズに対応した保育サービスの充実や子育て支援の充実、また地域ぐるみで温かく見守っていただけるような仕組みづくりを推進する。

(1) 社会を生き抜く力を育む教育の推進

- 就学前教育の充実
- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 人権・道徳教育の推進
- 健やかな体の育成と健康の増進
- 特別支援教育の推進

(2) 安全教育・安全管理の推進

- 「生活安全」「交通安全」「災害安全」教育等の推進
- 保育所、学校の環境整備
- スクールバスの確保と安全運行
- 食育の推進

(3) 家庭や地域と連携した教育の推進

- 子どもたちが育ちやすい地域コミュニティの構築
- 家庭の教育力の向上
- 放課後の子どもの生活、学習支援の充実

2 個性を育む教育のまち

各自が生まれ持ってきた可能性を伸ばし、自ら学ぶ意識を引き出すとともに個性を育む教育の推進が求められる。学校教育環境の整備や教育内容の充実を図り、お互いの違いを認めながら協調し、切磋琢磨していただけるまちづくりを推進する。

(1) きめ細かな教育の推進

- 教職員の専門性・指導力の向上

- 保育所・学校運営の充実
- 児童・生徒指導の充実
- 教育研究所の充実と活性化
- 教育相談・支援体制の充実
- 学校支援の充実

(2) 「チーム学校」の推進

- 専門性に基づくチーム体制の構築
- 学校のマネジメント機能の強化
- 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

3 生涯学び、楽しむまち

高齢化が進む中、若々しく生きていくためには生涯にわたって好奇心を持ち、学ぶという意欲を失わないことが必要である。誰もが参加しやすく、また学んだことを実践していける生涯学習のシステムづくりを行い、また文化・スポーツ・芸術活動を通して地域間、世代間交流を深める環境づくりを推進する。

(1) 生涯にわたり、豊かな心を育む環境づくり

- 学びの機会や場の充実
- 人権を尊重する社会を築くための人権教育の推進
- 文化の継承と振興
- 心豊かでたくましい子どもを育成する体験活動・読書活動の推進

(2) 生涯にわたり高め合うスポーツの振興

- 運動、スポーツの推進
- スポーツ環境の充実
- スポーツ推進組織の育成